

広島県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和五年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ばら薬局	竹原市竹原町三六四四番地	令和四年二月一日
なでしこ薬局	三原市港町三丁目七番二七号	令和四年二月一日
みずき薬局	三次市十日市東四丁目三番八号	令和四年二月一日
記念歯科 西条	東広島市西条中央三丁目六番二二号	令和四年八月二〇日
宗近歯科医院	東広島市西条町田口二七二四番地一	令和四年一〇月一日
東洋堂クリニック	廿日市市阿品台二丁目二四番三八号	令和五年一月一日